

YTH0002

表

講座名		2023年 1月3日		点 数		※	
会社法事例研究 問題3							

試験科目・回・問		試験地・クラス		受 験 番 号						フリガナ		
											氏 名	

一、說明

1. Aの発起人としての責任

4 (1) 本件において、発起人Aは 丙社から500万円を借り入れ、これを甲社の資金と見做
5 み、甲社成立後すぐに払戻しを受けて丙社に返済していることから、甲社の払込みは1反装
6 払込みに当たるとして、上記払込に甲が500万円の支払義務(会社法52条の2第
以下法名略。

1項1号)を負うといふは正しか。

8 (2) まず、上記の(1)は現実の金銭の移動があるから、仮装の入金と^{金銭}明文規定のある

預合(965条)には当たらない。

9 ~~会社資金確保を目的として行うべき点で預金の潜脱行為と見られる。~~

10 も、見せ金による詐欺は偽装による詐欺と解されること、上言による詐欺は見せ金による詐欺に当たり、偽装による詐欺であるといえないか。その判断基準が問題となる。

3. モモモ株式は会社設立にあたり会社の営業活動の基盤となる資本の充実に^{図3}を言及す

13 目的とするものために、払込により、現実に営業活動の資金が獲得されなければならぬものといえ

14 る。しかし、当初から真実の払込として会社資金を確保する意図なく、単に払込の

15 外形を整え、会社成立後直ちに払込金を払戻し^{借入先へ}返済することは会社資金が確保されずに済むことになる。

16 もっとも、お込を仮装の意図^{の有無}は発起人の「心」の問題であるから以下の要素を総合的に
17 考慮すべきであると解する。

すなわち、①借入金を返済するまでの期間の長短、②払込金¹⁹が会社資金として運用され
に事実の有無~~②~~③、借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響の有無等を考慮²⁰
して判断すべきである。

イ、これを本件についてみると、① Aは甲社成立後直ぐに甲から500万円を借入れ、^{※資金の}借入金
ある内社に返済しているのであるから、借入金を返済するまでの期間は短いといえる。② 借入金

23
 甲社の資金として運用された事実がうかがえる。③ Aが甲社から借り入れた500万円
 24
 も内への返済に充てられており、資本金として予定していた1000万円の2分の1が会社資金として
 25
 確保できていることにはおかしなところがあるから、借入金の返済が甲会社資金関係に及ぼす影響
 26
 は少なからずあるといえる。
 27
 であるから、上記払込は見世金による払込に当たり、仮払込であるといえる。
 28
 よって、发起人Aは甲社総株主の同意により免除されない限り、500万円の支払義務
 29
 を負う。
 30
 (3) 发起人Aは自ら見世金による払込を行っている点で任務懈怠があるから、会社に対して
 31
 生じた損害につき、後述する发起人B・Cと連帯して損害賠償責任を負う(53条1項、54条
 32
 2項、Aの代表取締役としての責任
 33
 (1) 甲社代表取締役Aが内から借り入れた借入金500万円の返済に甲社から
 34
 借り入れた金銭500万円を借り入れる行為は、利益相反行為(356条1項
 35
 2号)に当たるとして、任務懈怠責任を負う(423条1項)。
 36
 また、第三者に生じた損害についても損害賠償責任を負う(429条1項)。
 37
 3. B及びCの发起人としての責任
 38
 (1) 本件ではA、B及びC以外に甲社取締役はいないと思われるから、B及びCは甲社
 39
 取締役会決議において甲社からAが500万円を借り入れることに同意しているといえること
 40
 ができると、~~發起~~ 見世金による払込について同意したものである。
 41
 しつぱう发起人B及びCは「仮装に関する職務を行った」(会社法施行規則7条
 42
 の2第1項1号)といえ、「関与した发起人」(52条の2第2項)に当たるとして、無過失の立証
 43
 責任を負う(同項本文、3項)。
 44
 伊藤 塾



裏

(注意事項)
1 答案用紙の取扱
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に直線に従って記入すること。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、ボールペンを使用する場合は、訂正部分が判別可能な点とします。）
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が判別可能な点とします。
(4) 答案用紙の枚数を間違えて答案を作成した場合、時間終了後に記載することは認めません。
(5) 答案用紙の裏面の欄には何も記載しないでください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判

答案用紙 3 頁

45 上記調査義務を怠った
(2) 発起人B及びCは ~~見せ金による払込に同意した~~ 点で任務懈怠があり、会社に
46 対して生じた損害につき発起人Aと連帯して損害賠償義務(53条1項2項、54条)を負う。
47
4. B及びCの取締役としての責任
48 上記調査義務を怠った
(1) 取締役B及びCは ~~見せ金による払込に同意した~~ 点で任務懈怠があり、会社に
49 対して生じた損害につき損害賠償義務(423条1項)を負う。
50
また、第三者について生じた損害につきも損害賠償義務を負う(429条1項)。
51
二、設問2
52
1. 仮装払込をした本人たる発起人Aは、1で述べた500万円の支払をした後で
53 なければ、本件臨時株主総会において議決権を行使することはできない(520条の2
54 第4項)。
55
2. DがAから譲り受けた甲社株式200株はAが ~~見せ金による払込~~ によって保有するに
56 至った「出資の履行を仮装した設立時発行株式」(同項)である。
57
また、かかる株式の譲受人Dには譲受けた株式が ~~仮装払込により取得されたもの~~
58 について悪意、重過失であったと評価できる事情はない(同条第5項但書)。
59
よって、Dは本件臨時株主総会について議決権を行使することができる(同条第
60 5項 ~~同項~~ 本文)。
61
62
63
64
65
66

